



特別教育講師養成研修会

足場

フルハーネス

足場の組立て等に関する
特別教育講師養成研修

'25年 1月 15日 水 9:30-16:30

申込書URL <https://bit.ly/3V26f8R>



フルハーネス型墜落制止用器具
特別教育講師養成研修

'25年 1月 21日 火 9:30-16:30

申込書URL <https://bit.ly/4eG3C3E>



全国仮設安全事業協同組合（ACCESS）が実施する「特別教育講師養成研修」を組員及び賛助会員を対象に Zoom ミーティングを利用したオンラインで開催します。上記 URL または QR コードより申込書をダウンロードのうえ、メールまたは F A X にてお申込みください。



a-sakuma@kassetsuanzen.or.jp



03-3639-0640

いずれも 2024 年 12 月 20 日（金曜日）申込締切



特別教育講師の資格として「特別教育講師養成研修を受講すること」は必須ですか？

特別教育の講師について、資格要件は定められていませんが、『教育科目について十分な知識と経験を有する人でなければなりません。』とされております。（厚生労働省「職場の安全サイト」より）

そのため、特別教育講師養成研修を受講されなくても、教育科目について十分な知識と経験を有する人であれば、特別教育の講師の要件を満たしていると思われます。



ACCESS 開催の特別教育講師養成研修を受講する場合、必要な資格はありますか？

以下いずれかの資格を保有している事が必要となります（足場・フルハーネス共通）

- ① 仮設安全監理者 ② 足場作業主任者 ③ とび（一級、二級）
- ④（建築又は土木）施工管理技士（一級、二級、一級補、二級補）

その他資格につきましてはご相談ください。



特別教育の受講修了証の作成については法令で決まっていますか。

法令等では決まっていません。また、修了証の様式もありません。

厚労省の見解として、「墜落制止用器具に係る質疑応答集」（令和元年8月厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）には「（特別教育の）修了証は特別教育の実施者が自主的に発行しているものです」と記載されています。

お問い合わせ